平成２６年（再ロ）第２３号

大阪市平野区長吉川辺３丁目17番７号アルフ八尾南502号
再生債務者　西河　悟郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第２５号

大阪市淀川区木川西４丁目３番33号茜壱番館２Ａ号
再生債務者　橋﨑ひとみ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１００２８号

埼玉県久喜市葛梅431―27
再生債務者　伊藤　昭雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００３０号

神奈川県綾瀬市綾西２―６―２
再生債務者　瀬戸口義典
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年10月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

神戸市西区竜が岡５丁目27番地の14
再生債務者　森田　和志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年10月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月23日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２６年（再ロ）第１００３１号

千葉県千葉市美浜区高洲２―７―13―501
再生債務者　中谷　稔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第２１号

大阪府枚方市菊丘南町５番２―510号
再生債務者　中島　義人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年一月一日であり、三社の株主総会の承認決議は平成二十六年十二月三十一日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十九日
掲載頁　八十六頁（号外第二三九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十九日
掲載頁　八十八頁（号外第二三九号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十九日
掲載頁　八十九頁（号外第二三九号）
平成二十六年十一月六日
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号　新宿アイランドタワー九階
（甲）株式会社キノシタ・マネージメント
代表取締役社長　木下　直哉
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号　新宿アイランドタワー九階
（乙）株式会社木下ソーラーパワー三重
代表取締役社長　木下　直哉
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号　新宿アイランドタワー八階
（丙）株式会社キノプラス
代表取締役社長　今野　志行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年十月二十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月二十三日
掲載頁　四十四頁（号外第一六三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月八日
掲載頁　四十五頁（号外第二二三号）
平成二十六年十一月六日
大阪市中央区久太郎町二丁目四番二七号
（甲）株式会社東洋紡カンキョーテクノ
代表取締役　吉沢　由行
三重県四日市市北浜町一六番一六号
（乙）三重テック株式会社
代表取締役　吉沢　由行

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりサッポロビール株式会社（乙、住所東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番一号）の子会社である株式会社ニュー三幸の株式及び北海道内における株式会社ニュー三幸が行っている飲食事業に関する権利義務全部を承継することにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月二十八日
掲載頁　一一五頁（号外第六十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月二十八日
掲載頁　一一四頁（号外第六十八号）
平成二十六年十一月六日
東京都中央区銀座七丁目九番二〇号
株式会社サッポロライオン
代表取締役　刀根　義明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の株式投資事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十九日
掲載頁　九十二頁（号外第二三九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十九日
掲載頁　九十三頁（号外第二三九号）
平成二十六年十一月六日
名古屋市港区入場一丁目二〇六番地の二
（甲）株式会社スイレイ
代表取締役　加納　昌武
名古屋市港区入場一丁目二〇六番地の二
（乙）株式会社Ｓ・Ｄ・ＰＡ
代表取締役　加納　昌武

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十九日
掲載頁　九十二頁（号外第二三九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十九日
掲載頁　九十二頁（号外第二三九号）
平成二十六年十一月六日
名古屋市港区入場一丁目二〇六番地の二
（甲）株式会社スイレイ・ホールディングス
代表取締役　加納　昌武
名古屋市港区入場一丁目二〇六番地の二
（乙）株式会社スイレイ
代表取締役　加納　昌武